

R7.1.20 時点

第7次関川村総合計画（案）

第1部 計画総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1971（昭和 46）年に関川村総合計画を策定して以来、第7次総合計画まで改定を行い、その実現に向かって取り組んできました。

21 世紀に入り、国主導によって市町村合併が強力に推し進められてきました。そのような中、わたしたちの村はいわゆる平成の市町村合併には加わず、自立の道を歩むことを選択し、2004（平成 16）年8月1日に「関川村むらづくり基本条例」を施行して自立のむらづくりを踏み出しました。

現在、日本全体の問題となっている少子高齢化、人口減少のなかで、特に地方においては働き手・担い手である若者の減少によって、地域活力の低下や産業の縮小などの問題がますます顕著になってきています。また、気候変動、デジタル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化、経済や国際情勢など社会の変化はこれまでになく速く、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。

関川村が持続的に安定して発展し、安心して暮らせる地域であり続けるためには、変化に柔軟に対応し、地域の強みをいかしながら新しい時代に対応できるむらづくりを進める必要があることから、将来像や村が取り組むべき施策の方向性を明確にするため第7次総合計画を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) 関川村むらづくり基本条例を本旨とし、村の行政運営やさまざま各種計画方針、ビジョンについて包括し、最上位の計画となります。

※関川村むらづくり基本条例

村民、集落・コミュニティ、議会の役割を整理し、8つの規範によりむらづくりの基本理念を定めたものです。

【 8つの規範 ※第5条から抜粋 】

- ①むらづくりは、村民と村との信頼を深めることにより進めるものとする。
- ②むらづくりは、村民相互の信頼及び連帯を深めることにより進めるものとする。
- ③むらづくりは、男女が共同で参画することを原則とする。
- ④むらづくりは、村民の世代間相互の理解を深めることにより進めるものとする。
- ⑤むらづくりは、文化の多様性を尊重して進めるものとする。
- ⑥むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとする。

- ⑦むらづくりは、地域の個性を尊重して進めるものとする。
- ⑧むらづくりは、村内に働く者及び村出身者等の協力を得て進めるものとする。
- (2) この計画は、国等の方針や社会経済情勢の急激な変化によって実態に即応しなくなった場合は、必要に応じて改定を行い、弾力的に運用します。
- (3) まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく本村の「関川村地域総合戦略」としても位置付けています。

※まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化や東京一極集中により、地方の人口減少や経済縮小が進むなかで、

- 「まち」 地域社会の維持
- 「ひと」 地域での雇用・暮らしの確保
- 「しごと」 地域での仕事の創出

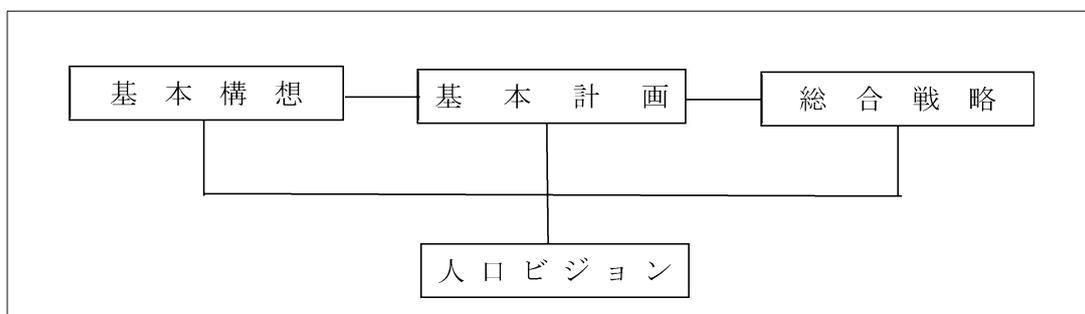
を総合的に活性化させることを目的として制定されたものです。

なお、総合戦略を基にした事業は、国からの財政援助が受けられる場合があります。

- (4) この計画は、村民にわかりやすい計画とするために、文面や内容をシンプルとしており、「基本構想」と「基本計画」の二階層を基本として、個々の具体的な施策と組み合わせて構成しています。

3 計画の構成と期間

この計画の構成と期間は次のとおりです。



(1) 基本構想

基本構想は、関川村の将来目標を達成するための大綱を定めたもので、2035（令和 17）年度を目標としています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための事業の方向性を定めたものです。期間は、前期計画が 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間、後期計画が 2031（令和 13）年度から 2035（令和 17）年度までの 5 年間とします。

※前計画においては、村内九つのコミュニティごとの振興策を定めた「地区別計画」、さらに村内 54 集落の活性化方針を定めた「集落活性化計画」がありました。この度の計画では総合計画から独立させ、今後は、コミュニティ・集落それぞれの方針に基づき計画を推進していくこととしました。

(3) 関川村人口ビジョン

人口ビジョンは、現状から将来の人口を推計したうえで、今後目指すべき方向を示しています。

(4) 関川村地域総合戦略

本計画において、前期計画を「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、関川村地域総合戦略に位置付けています。

総合戦略は、2030（令和 12）年度目標達成に向けて、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までに達成すべき政策目標を重要業績評価指数（KPI）とともに具体的に示した計画で、毎年度 PDCA サイクル（PLAN：計画、DO：実施、CHECK：評価、ACTION：改善）によって、事業の見直し等を行うこととします。

第2章 むらづくりの課題

第6次総合計画の項目別について振り返りを行い、むらづくりの課題を整理しました。

(1) 住みよい暮らしのために

- 全国的に頻発化、激甚化している自然災害などから村民を守る体制づくり
自助、共助、公助それぞれの役割について理解を深め、その意識の醸成を図るとともに、的確な情報提供、施設整備、防災体制の強化をする必要があります。
- 集落やコミュニティ機能の維持
人口減少、少子高齢化の加速化に伴い地域社会を支える担い手の確保、育成が大きな課題であり、地域活動や行事の縮小化などの懸念がありますが、そのような状況化でも維持、運営できるような支援が必要です。
- 各地域の状況や財政負担に対応した生活環境インフラ（道路、上下水道、交通）の整備
道路や上下水道施設の維持修繕には、多額の経費が必要です。今後の人口減少や財政負担などを考慮し、村民が安心して暮らせるよう生活環境インフラを計画的に整備していく必要があります。
また、通学、通院、買い物など日常生活を支える地域交通においては、特に村

外行き交通手段が不十分であり、より充実させる必要があります。多様な需要に応じ、住民の足としてまた観光振興の観点から、地域全体の交通体制をより最適化していく必要があります。

(2) 地域を担う産業の振興のために

- 商工業や農林業事業者の担い手、後継者育成
人口減少社会のなかで、事業者の担い手、後継者の確保が急務となっています。地域産業の継続と発展のため、技術の継承支援や移住定住促進、商工会や関係団体との連携による人材育成など、多面的な取組みが求められています。
- 豊かな自然、温泉、観光施設など地域資源を活かした魅力ある観光地づくり
村内にはさまざまな地域資源や観光資源がありますが、十分に活かしきれていません。村の魅力をいかした体験型コンテンツの作成や村での滞在を増やす取組み、また、その受入れや事業を行う人材の育成も必要です。

(3) 交流から定住へ促すために

- 空き家の利活用
人口減少に伴い、空き家の数も増加傾向にあります。また、空き家バンクへの登録数や照会が増えています。移住定住施策や関係人口増加への取組みなどを通じて、空き家の利活用を進める必要があります。
- 村の認知度アップの取組み
村内の産業、各地域の特色や魅力を村内外にさらに発信していくことが必要です。行政だけではなく、関係機関団体、地域外における発信者など、多方面からの情報発信が必要です。
- 交流人口や関係人口の拡充
対外的な関係性のある国際ボランティア学生協会（IVUSA）やふるさと会などの対外組織は村にとって大切に重要な人材であり、より深い関係性を築くことで、関係人口の増加にもつながります。村の活性化のためには、さまざまな村外組織との繋がりを強化していく必要があります。

(4) 切れ目のない子育て支援のために

- 子どもの成長や家庭環境の状況に応じた細かな支援体制づくり
医師不足などに伴い、各種健診や相談業務などを効率的に実施できるよう見直すとともに、家族形態の多様化や家庭内の問題の複雑化によって、支援相談体制の整備や関係機関との連携がより求められています。
子どもの進級・進学時の際は、環境や学習内容の変化、人間関係の構築などへの適応が必要です。子どもは新しい環境や課題に対して心理的な負担を感じやす

く、保護者には生活や学習サポート、情報収集などの責任が増えます。一方、学校側では個別対応や相談窓口の整備が不十分な場合、支援が行き届かないことがあります。

これらの課題の解決には、保・小・中の緊密な情報共有と連携のもと、架け橋期における幼児教育と小学校教育との円滑な接続と、ふるさと学習を中核とした小学校と中学校の連携が重要です。

(5) みんながいきいきと暮らせるために

- 健康意識の醸成、継続的な健康づくりの取組み

健康意識の醸成を図るには、村民1人ひとりが自らの健康状況に関心を持ち、日常生活において健康的な選択を積極的に取り入れられるような環境の整備やきっかけを作る必要があります。

また、健全な生活習慣の確立と維持のためには、バランスの良い食事、適度な運動、適切な睡眠、休養などライフステージごとの課題に応じて進めていかなければなりません。

- 高齢化の進行に対応した地域包括ケア体制の推進

高齢者単身世帯の増加や団塊の世代が後期高齢者となるなど高齢者のニーズは多様化しており、それに応じた事業実施が必要です。また、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。

- 運動を通じた健康推進と健康維持のための活動を通じた人との交流や繋がり場の提供

誰もが元気でいつまでも生活できるようにするために、運動やスポーツを気軽に楽しめる環境づくりが必要です。

また、そうした活動を通じて人との繋がりや関わりを持ち、心身ともに健康で有意義な生活を送られる環境が求められています。

(6) 無駄のない行財政の運営のために

- 安定した財源の確保

人口減少が進むなか、収入（自主財源）をいかに確保していくかが重要な課題です。ふるさと納税による収入の確保、対費用効果を考慮した行政運営が一層求められています。

- 選択と集中による村施策の推進

限られた財源のなかで、どのように村づくりを進めていくか、刻々と変化する社会情勢や将来あるべき村を見据えて、事業の選択と集中によって展開していくことが必要です。

第2部 基本構想・基本計画

第1章 村の将来像

村の将来の姿として

「豊かで住みよい活気ある村」

を目標とします。

(理由)

村の基本指針である関川村村民憲章で掲げている基本目標であることから、第6次総合計画に引き続き、私たちが目指す将来の姿とします。

第2章 第7次総合計画における取組み(基本構想・基本計画)

基本構想1 安心・安全な暮らしの確立

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。また、今後の人口が減少していく状況下においても、集落やコミュニティの機能を維持できるように体制支援に取り組みます。

【基本計画】

(1) 基本的人権の尊重

基本的人権を尊重する意識醸成のための人権教育・啓発活動を推進します。また、職員の人権意識の向上と関係部局と連携した取組みを推進し、相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 防災

災害発生時または発生の恐れがある場合等、その対応を迅速かつ的確に行うための危機管理マニュアルの整備、地域防災計画に基づく体制の整備や地域の防災力の向上を図ります。また、防災行政タブレットを活用して的確な情報発信を行います。

また、防災拠点施設においては、再生可能エネルギーを活用し、防災レジリエンス強化を図ります。

(3) 消防

地域と消防団の連携を強化し、防火意識の啓発や消防団員の確保、活動しやすい環境づくりなど、消防力の向上を図ります。

(4) 防犯、交通安全対策

特殊詐欺や SNS を悪用した犯罪などから、特に標的となりやすい高齢者や未成年者を守るため、防犯意識の啓発に取り組みます。

また、関係機関と協力し地域一体となった交通事故防止の普及啓発に取り組みます。

(5) 集落・コミュニティ活動の支援

人口減少が加速するなか、持続可能な地域づくりを推進するため、外部人材の活用などにより関係人口や交流人口の拡大を図り、あわせて、移住・定住促進を通じて集落やコミュニティの支援に取り組みます。

今後の人口減少や少子高齢化社会を見据え、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、地域内の関わりを持ち、安心して生活できる環境づくりを進めます。

(6) 地域公共交通の維持

デマンドタクシーやコミュニティバスの運行改善や拡充に取り組み、村民の生活基盤を支える足として観光振興の視点にも考慮しつつ地域公共交通の維持を図ります。

また、令和4年度の豪雨災害で被災した JR 米坂線については、引き続き、沿線自治体等と連携し、復旧に向けた要望等に取り組みます。

(7) 生活環境の整備

上下水道の適正な運営と効率的な施設整備、緊急性や重要性を考慮した道路整備、環境衛生の推進を図り、だれもが安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

基本構想 2 地域産業の持続的発展

地域の産業振興や創業・事業継続の支援を通じて、地域経済の活性化を図ります。
地域の豊かな自然資源を活かし、再生可能エネルギーの普及に取り組みます。

【基本計画】

(1) 農林業の振興

人材や自然環境など地域資源を活かし ICT 導入などによる効率化、若手担い手の育成と定着支援などを進め、地域間や関係機関との連携により持続可能な農業を推進します。

森林組合等との連携により、森林資源の有効活用、適切な森林経営を図ります。

(2) 有害鳥獣の対策

有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響を軽減し、安全と持続可能な環境の確保を図るため、捕獲活動や防除対策を推進し関係機関と連携して取り組みます。

(3) 商工業の振興

商工業の活性化のため、商工会と連携し起業支援、経営支援を行います。

また、担い手・後継者問題、地域内消費の拡大、村の特性を活かした企業参入の促進などに取り組むことで地域経済の活性化を図ります。

(4) 観光の振興

インバウンドの受入れに向けた整備を進め、村ならではのコンテンツを作り上げ、村の魅力を海外へ売り込むことで観光人口の増加を図ります。また、渡邊邸については、新たな活用方法や体験型コンテンツなどを充実させ集客の増加に取り組みます。

(5) 起業の促進

女性や若者による起業が徐々に増えつつあり、さらに起業希望者を後押しします。起業家に対しては商工会と連携し、起業後も寄り添いながら支援を行います。

(6) 資源の活用

村の地域特性や環境面、経済面など総合的な視点に立ったうえで、再生可能エネルギーの利用を促進し、エネルギーの地消地産、脱炭素社会に向けた取組みを推進します。

基本構想3 交流人口・関係人口の拡大と定住促進

地域活動やむらづくりへの支援、またデジタル技術や外部人材の活用により、村内外の交流を深め、交流人口や関係人口の拡大を目指します。

【基本計画】

(1) 移住・定住施策

移住・定住施策を進めるには、村の認知度アップは欠かせないことから、SNS等を活用し、積極的な情報発信に努めます。また、集落支援員と連携し、移住体験イベントなどを通して移住定住施策を進めます。

(2) 空き家バンクの活用

集落支援員と連携し、空き家バンク登録件数の掘り起こしを進め、空き家利用者の選択肢を増やしたうえで利用を促進します。

(3) 関川村のファンや応援者を増やす取組み

関川村の魅力を積極的に情報発信し、また行事やイベントの開催、地域交流の活動により、様々な人々とのつながりを深めることで、関川村のファンや応援してくれる方を増やし、二地域居住や移住定住につなげていきます。

(4) 地域おこし協力隊等の外部人材の活用

地域おこし協力隊等の外部人材の活用には、地域等が抱える課題やニーズに合わせて適切に任用し、村の地域活性化につなげていきます。また、地域や受入団体等と連携しながら任期後の定住につながるようサポートします。

基本構想4 切れ目のない子育て支援

少子化や核家族化が進む現代社会においても子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、福祉、教育、保健分野などの関係機関が連携し、子育て支援体制づくりに取り組みます。

【基本計画】

(1) 子育て支援の充実・強化

少子化、共働きの増加などの社会変化やニーズを踏まえた上で、医療や保健、福祉、教育、外部機関等との連携を深めて、安心して妊娠・出産、子育てができる支援体制と環境の充実を図ります。

(2) 教育の充実

保育園・小学校・中学校のつながりを大切にしながら、学力向上の推進を基本として、キャリア教育・ふるさと学習やICTを活用した学び等を通じて、子ども一人ひとりが個性や能力を伸ばせる教育環境づくりを推進します。

(3) 子どもが安全安心に育つむらづくり

誰もが安心して子育てができる地域社会を目指すため、保育・教育・生活支援・地域連携の充実を図ります。また、子どもの成長期に応じた適切な支援を行い、健やかに自分らしく安心して生活できるよう進めます。

基本構想5 みんなが健やかでいきがいを持って暮らせる地域づくり

すべての住民が健康でいきいきと安心して暮らせるために、人と人とのつながりを持ち、生きがいや役割を持てる地域づくりに取り組みます。

【基本計画】

(1) 健康づくり

集落、地域、村の活性化を図るには、その主体である村民だれもが心身ともに健康でいきいきと生活できることが重要です。子どもから高齢者まで、健康でいきがいに満ちた生活が送れるよう、ライフステージの課題にそったところとからだの健康づくりや、生活習慣病の発症や重症化の予防を進め、健康寿命の延伸につなげます。

(2) 医療の確保

少子高齢化による世帯構造及び疾病構造の変化から医療ニーズの多様化・複雑化が続いています。一方で医療機関の患者数減少により、需要に合わせた病床数の削減や、医療専門職の高齢化や働き方改革によるマンパワーの減少がみられます。村民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣自治体や関係機関と連携して地域医療、救急医療・在宅医療の体制の整備を図ります。

(3) 高齢者福祉

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくために、健康づくりや介護予防の取り組みを行い、地域で支え合う体制づくりを進めます。

(4) 障がい者福祉

障がいがあってもなくても、誰もがいつまでも地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携して、障がいへの理解の促進、相談体制・権利擁護の充実、就労支援を図ります。

(5) 社会教育の推進

村民が生涯にわたって学び、生きがいを持って地域で活躍できるよう、文化・芸術活動の推進、社会教育施設の充実や学習機会の充実を図ります。

(6) 運動を通じた健康促進

村民がいつまでも健康で充実した生活が送れるよう、気軽にスポーツや運動を楽しむ環境づくりに取り組み、そうした活動を通じて村民の交流拡大を図ります。

基本構想 6 安定的な行財政の運営

人口減少、少子高齢化が進むなかでも、持続可能なむらづくりを進めていくため、効率的で健全な行財政運営に取り組みます。

【基本計画】

(1) 財政の健全化

限られた財源の中、安定した財政運営を目指し、村税等の収納率向上や使用料・手数料の適正化及び遊休財産の利活用や売り払い等によって収入の確保を図ります。また、積極的にふるさと納税の寄附拡充に取り組みます。

(2) 行政の効率化

人口減少や少子高齢化社会のなかで持続可能な行政運営を行うため、人材育成や業務改善、DXの推進などを進め、効率的に行政サービスを提供します。

(3) 広報広聴

情報をわかりやすく伝えられるよう広報活動を充実させるとともに、住民の意見や要望を的確に把握することにより、行政サービスの向上に努めます。

(4) 個人情報の保護と情報公開の推進

個人情報の適正な管理を徹底するとともに、行政情報を適切に公開することで、行政の透明性を図り、住民から信頼される行政運営を進めます。

(5) 広域連携、民間活力の活用

隣接自治体や県と連携し、効率的で質の高い行政サービスや地域づくりを進めます。資源や課題を共有し、相互協力による持続可能な地域社会の構築を目指します。

また、民間企業の活用をいかし、必要によって連携協定を締結し、村の課題解決と地域活性化を推進します。